

重度心身障害者医療費受給者証の更新について

9月下旬に受給者証の一斉更新及び発送を行いました。令和8年10月1日より、新しい受給者証を使用し、有効期限の切れているものは破棄するか、下記担当まで返却してください。

有効期間は一部の方を除き、令和8年10月1日～令和9年9月30日までです。その間に手帳の更新がある方は、受給者証の有効期限と手帳の有効期限が同日となっているため、新しい手帳を受け取る際、重度医療受給者証の更新手続きを下記担当窓口にて行ってください。

所得基準額

令和8年8月1日より所得基準額が変更となりました。

所得審査の対象は、未成年を含め本人所得のみです。

扶養親族の人数・年齢に応じて所得制限基準額に一定の加算があります。

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,758,000円	5,372,000円
1人	4,138,000円	5,848,000円
2人	4,518,000円	6,324,000円
3人	4,898,000円	6,776,000円



問合せ 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線125

簡単に口座振替申込み！

金融機関のキャッシュカードを使って、町の窓口で口座振替の手続きをすることができます

口座番号の記入や届出印の押印が不要で、より早く・より簡単に町税・保険料の口座振替登録が完了します。

◆サービス対象金融機関

○埼玉りそな銀行 ○武蔵野銀行 ○ちちが農業協同組合 ○埼玉信用組合 ○ゆうちょ銀行

◆お持ちいただくもの

○キャッシュカード（暗証番号の入力が必要）

◆受付窓口

○長瀬町役場 町税：税務会計課 後期高齢者医療保険料：町民課 介護保険料：福祉介護課

◆その他

○写真入りの証明書で、本人確認をさせていただきます。

問合せ 税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線116

10月から12月までは滞納整理強化期間です ～ストップ！滞納～

町税は、わたしたちが安心して暮らすための原資となるもので、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

ただし、大多数の方が納期限までに納付されますが、納付せずに滞納してしまう方も一部います。

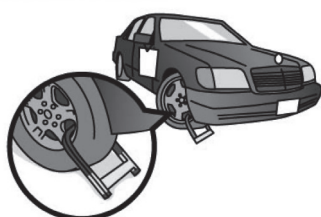
そのため、税負担の公平性を保ち税収入を減らさないため、長瀬町をはじめ県内すべての市町村と埼玉県では「県税・市町村税 滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収強化と滞納整理を進めています。

長瀬町でも、悪質な滞納者に対する差押の強化など滞納の解消に向けた取組を行います。

みなさまには、早期納付、納期内納付に御協力をお願いします。

滞納処分例

自動車のタイヤロック



勤務先調査



金融機関への調査



問合せ 税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線116